



PTA・地域編

1. PTA・地域のページ

◇PTAってどんなことするの? [65](#)

(スポットスタッフ [74](#)、[75](#))

(PTA 規約 [76](#)、[77](#))

(PTA 細則 [78](#))

◇みんなで学校を応援しよう [79](#)

2. ホームページのご案内・編集後記 [80](#)

PTA・地域のページ①

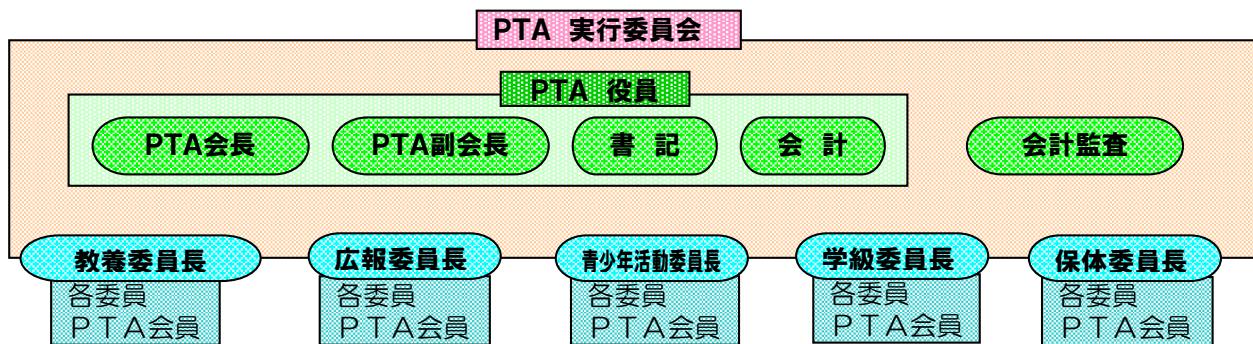
PTAってどんなことするの？

長池小PTAより

PTAにかかるさまざまなことが書かれています。

PTAの組織構成

PTAは、主に、「五役」と呼ばれる役員、及び常置委員会と呼ばれる委員会の委員長を含めた「実行委員会」、その委員会を構成する各会員からなります。



PTA活動の実際

PTAでは、毎年年度当初の予算総会で会員のみなさんに事業計画案、年度末の決算総会では事業報告を行っています。年間の主な活動例は、以下のようになります。

平成28年度

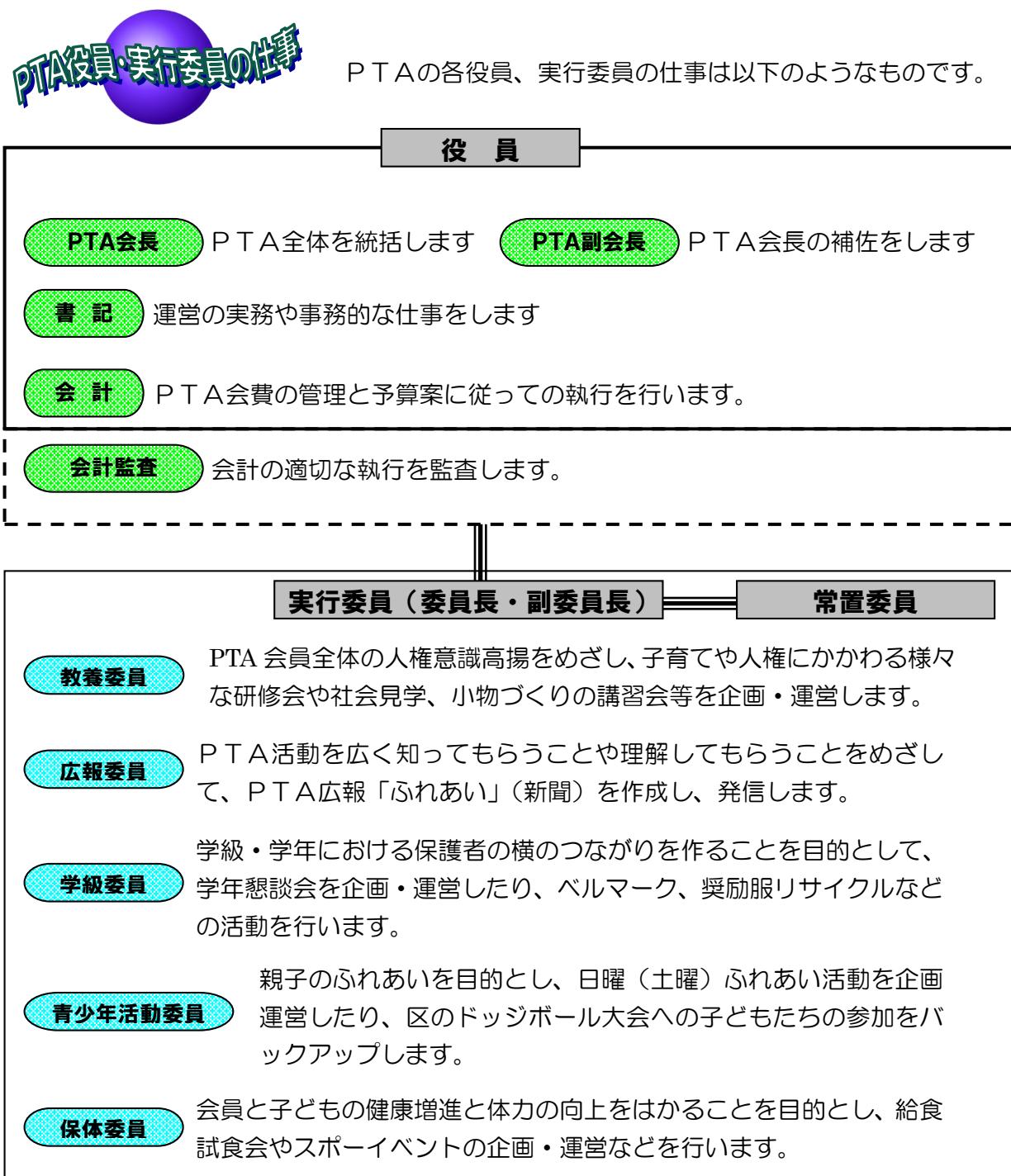
PTA年間事業計画（案）

大阪市立長池小学校PTA

	4~5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
役員会 実行 委員会	会計監査 決算・委員・予 算総会 実行委員会 市P研修会	実行委員会 山坂神社参り巡 視 校庭キャンプ		実行委員会	実行委員会 会計監査(中 間)	実行委員会 区P研修会	実行委員会	実行委員会	実行委員会	実行委員会		
広報 委員会	市P研修会	広報紙 158号発行 ブルーリース受付	ブルーリース受 付			区P研修会				広報紙 159号発行		取材活動
教養 (人権或人 委員会	市P研修会	人権補助企業 育会	ブルーリース受 付	ブルーリース受 付	手芸講習会	あべのカーニ バル作品展・ 展示	区P研修会	人権講習会 区社会見学	人権講習会開 催			
青少年活動 委員会	市P研修会	山坂神社祭り巡視 校庭キャンプで協 力 ブルーリース受付	ブルーリース受 付	ドッジボール 大会練習	ドッジボール 大会練習 日曜ぶれあい 速足開催	ドッジボール 大会練習 ドッジボール 大会						ドッジボール大会練習サポート
保健体育 委員会	市P研修会	給食試食会	学校保健委員会 ブルーリース受付	ブルーリース受 付	料理講習会開 催		区P研修会	区学校保健大 会 区学校給食展 食育展				給食運営委員会(4回年)
学級委員会	市P研修会	奖励服リサイ クル ベルマーク集 計	ブルーリース受 付	ブルーリース受 付	学年懇親会	奖励服リサイ クル 区P研修会	練習会	たこづくり教 室	たこあげ大会	ベルマーク集計 図書貸し出し		
卒業対策 委員会							委員会発足	委員会開催	委員会開催			卒業記念品の準備
特別授業会												役員候補推薦委 員会開催
スポットス タッフ		ベルマーク集 計	喜成式前校内清 掃 山坂神社祭り巡 視 校庭キャンプ手 伝い		地元協ふれあ いフェスティ バル手伝い・ 片づけ 運動会片づけ ふれあい日程 活動手伝い		ナッケ田辺大 根祭り前日准 備・当日手伝 い・片づけ		もちつき大会	ベルマーク集計 卒業式前校内 清掃		臨時募集

※ 各委員会は定期委員会を開催

このように、PTA活動は、子どもを真ん中に、保護者（家庭）と学校とが手を結んで、子どもの豊かな成長のために、さまざまな取り組みを進めているのです。



一人一支援の精神で！
長池小PTAの誇るシステム
「スポットスタッフ」

PTA活動は、とても大切なのですが、保護者の方々も、仕事に家事にといろいろと忙しく、なかなか参加できないといった方も多いのではないかと思います。しかし、昨今では、「PCT活動」(「C」チャイルドニ子どもを真ん中に、「P」ペアレントニ保護者と「T」ティ

ーチャー＝学校職員で包もう）と言ったり、あるいは、「PTC活動」（「P」ペアレント＝保護者、「T」ティーチャー＝学校職員「C」コミュニティ＝地域）と言って、三者が一体となって子どもの教育にかかわっていこう、といったことが言われてきています。本来は、「当番」や「やらされる」活動なのではなく、「自分の子どものために、地域の宝物としての子どもたちのために、何か役立つことができないか」といった、非常に自主的な、自分たちから進んで行う取り組みであったのです。

この原点に立ち返り、無理なくちょっとしたお手伝いをという精神からまさに全員にPTA活動へかかわっていただこうと考案されたのが、長池小学校の「**スポットスタッフ**」というシステムです。これはまさしく会員全員で子どもたちのために動いていこうという、大変誇るべき優れたシステムです。他校のPTAからも評判となっている仕組みです。

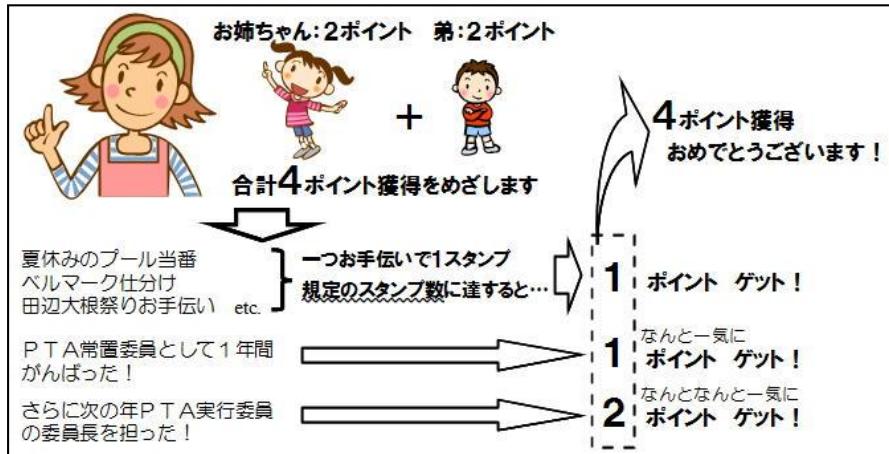
おおまかなシステムは以下のよう�습니다。

スポットスタッフやPTA活動への協力でポイントをゲットしよう！

※お子様お一人につき、卒業までに例えば2ポイント獲得するといった条件

※行事にスタッフとして参加し、スタンプをもらってポイントを集めましょう！

例えば、お子様一人につき卒業までに2ポイント獲得が条件だとします。



※集めるスタンプや獲得できるポイント数は、みなさまがより負担感なく気持ちよくかかわっていただるために、毎年見直しを行っています。

ここでは、仕組みの説明としての仮の設定です。



PTA会費は、1口100円、毎月お子様お一人8口（800円）以上をお願いしています。学校徴収金とともに徴収させていただいております。

PTA会費の主な使い道としては、左の予算書の例にあるように、消耗品や広報紙、各行事の諸費用等さまざまに使われています。

みなさま方のご協力の上に成り立っているPTA活動です。PTA会費の納入とご協力を、どうぞよろしくお願いします。

平成28年度 長池小学校PTA会計予算書(案)

1 収入の部			平成28年4月1日～平成29年3月31日	
款	項	目	予算額	説 明
A	会 費		3,280,000	(60円×2,734口)×1ヶ月
	1 保護者の会費		55,200	(60円×46口)×1ヶ月
B	賃 費	収 入	0	
C	機 運 費	総 金	1,423,957	
	収 入 総 計		4,759,957	

2 支出の部			平成28年4月1日～平成29年3月31日	
款	項	目	予算額	説 明
A	PTA運営費		1,258,000	
	1 会 費	(1) 捐贈費	5,000	被災地復興・東京消防署・東京法務省の作成費用
		(2) 各種会議費	10,000	会員登録料・実行委員会・企画委員会・会計監査委員会会議用事務等
	2 表彰費	(3) 喜利費	50,000	表彰式・感謝状・謝意状
		(4) 消耗品費	30,000	文具類・消耗品・定期・算盤・封筒等の事務用品
	3 常用費	(5) 印刷製本費	50,000	名簿制作・その他印刷・必要な額
		(6) 通信運搬費	20,000	手料・電話代・交通費等
	4 施設利用費	(7) 分割会費	250,000	会場会員料・区会費・その他分割会費
		(8) その他の会費	400,000	会員登録料PTAの会員登録料・PTA用会品等・入学・卒業式休憩用器具代
	5 事務費	(9) 給 料	480,000	PTA会員登録料
		(10) 諸手当	0	PTA事務手当料
B	PTA活動費		1,851,000	
	1 会員活動費	(11) 学級委員会費	30,000	学級委員会開催に伴う費用・PTA会員登録料
		(12) 広報会員会費	300,000	広報誌購入料・会員登録料
		(13) 教師（人権・成人）委員会費	150,000	教員登録料・人権講習会・講習会等に伴う料金
		(14) 青少年活動委員会費	200,000	講習会料・研修会料
	2 会員活動費	(15) 保育・体育委員会費	200,000	保育会会員料・料理講習会等に伴う料金・会員登録料
		(16) 卒業式対策委員会費	270,000	卒業式会員料としに伴う会員登録料・会員登録料
		(17) 特別委員会費	5,000	特別委員会料
	3 対策委員会費	(18) 調査研究費	40,000	PTA活動に関する調査・研究費
		(19) その他委員会費	58,000	会員登録料
	4 市町村助成金	(20) その他会費	50,000	みどりづく続子女支援会会費
			50,000	市町村に隣する会費
	5 安全・互助会費		50,000	
	6 市町村助成金		50,000	
	7 安全・互助会費		50,000	
	8 市町村助成金		50,000	
	9 市町村助成金		50,000	
	10 その他会費		150,000	運動大会料・会員登録料
		(11) 演劇・報償費	150,000	運動大会料・会員登録料
		(12) その他の活動費	150,000	会員登録料・会員登録料
	11 会員登録料		300,000	会員登録料
	12 会員登録料		300,000	会員登録料
	13 会員登録料		300,000	会員登録料
	14 会員登録料		300,000	会員登録料
	15 会員登録料		300,000	会員登録料
	16 会員登録料		300,000	会員登録料
	17 会員登録料		300,000	会員登録料
	18 会員登録料		300,000	会員登録料
	19 会員登録料		300,000	会員登録料
	20 会員登録料		300,000	会員登録料
	21 会員登録料		300,000	会員登録料
	22 会員登録料		300,000	会員登録料
	23 会員登録料		300,000	会員登録料
	24 会員登録料		300,000	会員登録料
	25 会員登録料		300,000	会員登録料
	26 会員登録料		300,000	会員登録料
	27 会員登録料		300,000	会員登録料
	28 会員登録料		300,000	会員登録料
	29 会員登録料		300,000	会員登録料
	30 会員登録料		300,000	会員登録料
	31 会員登録料		300,000	会員登録料
	32 会員登録料		300,000	会員登録料
	33 会員登録料		300,000	会員登録料
	34 会員登録料		300,000	会員登録料
	35 会員登録料		300,000	会員登録料
	36 会員登録料		300,000	会員登録料
	37 会員登録料		300,000	会員登録料
	38 会員登録料		300,000	会員登録料
	39 会員登録料		300,000	会員登録料
	40 会員登録料		300,000	会員登録料
	41 会員登録料		300,000	会員登録料
	42 会員登録料		300,000	会員登録料
	43 会員登録料		300,000	会員登録料
	44 会員登録料		300,000	会員登録料
	45 会員登録料		300,000	会員登録料
	46 会員登録料		300,000	会員登録料
	47 会員登録料		300,000	会員登録料
	48 会員登録料		300,000	会員登録料
	49 会員登録料		300,000	会員登録料
	50 会員登録料		300,000	会員登録料
	51 会員登録料		300,000	会員登録料
	52 会員登録料		300,000	会員登録料
	53 会員登録料		300,000	会員登録料
	54 会員登録料		300,000	会員登録料
	55 会員登録料		300,000	会員登録料
	56 会員登録料		300,000	会員登録料
	57 会員登録料		300,000	会員登録料
	58 会員登録料		300,000	会員登録料
	59 会員登録料		300,000	会員登録料
	60 会員登録料		300,000	会員登録料
	61 会員登録料		300,000	会員登録料
	62 会員登録料		300,000	会員登録料
	63 会員登録料		300,000	会員登録料
	64 会員登録料		300,000	会員登録料
	65 会員登録料		300,000	会員登録料
	66 会員登録料		300,000	会員登録料
	67 会員登録料		300,000	会員登録料
	68 会員登録料		300,000	会員登録料
	69 会員登録料		300,000	会員登録料
	70 会員登録料		300,000	会員登録料
	71 会員登録料		300,000	会員登録料
	72 会員登録料		300,000	会員登録料
	73 会員登録料		300,000	会員登録料
	74 会員登録料		300,000	会員登録料
	75 会員登録料		300,000	会員登録料
	76 会員登録料		300,000	会員登録料
	77 会員登録料		300,000	会員登録料
	78 会員登録料		300,000	会員登録料
	79 会員登録料		300,000	会員登録料
	80 会員登録料		300,000	会員登録料
	81 会員登録料		300,000	会員登録料
	82 会員登録料		300,000	会員登録料
	83 会員登録料		300,000	会員登録料
	84 会員登録料		300,000	会員登録料
	85 会員登録料		300,000	会員登録料
	86 会員登録料		300,000	会員登録料
	87 会員登録料		300,000	会員登録料
	88 会員登録料		300,000	会員登録料
	89 会員登録料		300,000	会員登録料
	90 会員登録料		300,000	会員登録料
	91 会員登録料		300,000	会員登録料
	92 会員登録料		300,000	会員登録料
	93 会員登録料		300,000	会員登録料
	94 会員登録料		300,000	会員登録料
	95 会員登録料		300,000	会員登録料
	96 会員登録料		300,000	会員登録料
	97 会員登録料		300,000	会員登録料
	98 会員登録料		300,000	会員登録料
	99 会員登録料		300,000	会員登録料
	100 会員登録料		300,000	会員登録料
	101 会員登録料		300,000	会員登録料
	102 会員登録料		300,000	会員登録料
	103 会員登録料		300,000	会員登録料
	104 会員登録料		300,000	会員登録料
	105 会員登録料		300,000	会員登録料
	106 会員登録料		300,000	会員登録料
	107 会員登録料		300,000	会員登録料
	108 会員登録料		300,000	会員登録料
	109 会員登録料		300,000	会員登録料
	110 会員登録料		300,000	会員登録料
	111 会員登録料		300,000	会員登録料
	112 会員登録料		300,000	会員登録料
	113 会員登録料		300,000	会員登録料
	114 会員登録料		300,000	会員登録料
	115 会員登録料		300,000	会員登録料
	116 会員登録料		300,000	会員登録料
	117 会員登録料		300,000	会員登録料
	118 会員登録料		300,000	会員登録料
	119 会員登録料		300,000	会員登録料
	120 会員登録料		300,000	会員登録料
	121 会員登録料		300,000	会員登録料
	122 会員登録料		300,000	会員登録料
	123 会員登録料		300,000	会員登録料
	124 会員登録料		300,000	会員登録料
	125 会員登録料		300,000	会員登録料
	126 会員登録料		300,000	会員登録料
	127 会員登録料		300,000	会員登録料
	128 会員登録料		300,000	会員登録料
	129 会員登録料		300,000	会員登録料
	130 会員登録料		300,000	会員登録料
	131 会員登録料		300,000	会員登録料
	132 会員登録料		300,000	会員登録料
	133 会員登録料		300,000	会員登録料
	134 会員登録料		300,000	会員登録料
	135 会員登録料		300,000	会員登録料
	136 会員登録料		300,000	会員登録料
	137 会員登録料		300,000	会員登録料
	138 会員登録料		300,000	会員登録料
	139 会員登録料		300,000	会員登録料
	140 会員登録料		300,000	会員登録料
	141 会員登録料		300,000	会員登録料
	142 会員登録料		300,000	会員登録料
	143 会員登録料		300,000	会員登録料
	144 会員登録料		300,000	会員登録料
	145 会員登録料		300,000	会員登録料
	146 会員登録料		300,000	会員登録料
	147 会員登録料		300,000	会員登録料
	148 会員登録料		300,000	会員登録料
	149 会員登録料		300,000	会員登録料
	150 会員登録料		300,000	会員登録料
	151 会員登録料		300,0	



大阪市立長池小学校 P T A 規約

※ この会は大阪市阿倍野区長池町20-26におく

第1章 名 称

第1条 この会は、大阪市立長池小学校 P T A という。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、児童の健全な成長を図ることを目的とする。
第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
(1) 家庭と学校との密接な連絡によって、児童の健全な育成をはかる。
(2) 家庭と学校における、教育的環境の整備に努める。
(3) 会員相互の資質を高めるために、成人教育を盛んにする。

第3章 方 鈑

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
(1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また當利を目的とするような行為は行わない。
(3) この会は、またはこの会の役員の名で、公私との選挙の候補者を推薦しない。
(4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制または干渉を受けない。
(5) 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりである。
(1) この学校に在籍する児童の保護者。

(2) この学校の校長、教頭、および教職員。

第6条 この会の会員は、次の義務を有する。

(1) 会員は、すべて会費を納める。

(2) 会員は、児童が在学中に P T A 活動に協力する。

(3) 会員は、所定のポイントを達成しなければならない。ただし、その基準は別に定める。

第5章 経 理

第7条 この会の経費は、会費・事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、1口につき、月額100円とする。

第11条 この会の会計は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選出

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

(1) 会長 1名 保護者

(2) 副会長 2名以上 保護者

(3) 書記 1名 教職員、または保護者

(4) 会計 1名 保護者

2 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。

3 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 役員は、引き続いで、他の役員に選任されることができる。

第16条 役員の選出および就任は、次のとおりに行われる。

(1) 9名の委員からなる役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を次の方法によってつくる。

ア 各学年の保護者は、互選により、1名の学年代表を選出する。

イ 教職員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。

ウ 実行委員の中から互選により、1名の推薦委員を選出する。

(2) 推薦委員は、役員および会計監査委員の候補者になることができない。

(3) 推荐委員は、各役員別に、候補者をあげ、役員選出の少なくとも1週間前までに、全会員に知らせる。

(4) 選出を行なう総会において、一般会員から役員および監査委員長、監査委員の推薦をする場合は、総会の前日までに推薦委員会に申し出てその承認を得なければならぬ。

(5) 候補者の推薦は、推薦委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならぬ。

(6) 役員は、4月の総会において選出する。

(7) 役員は、5月1日より就任する。

第17条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。ただし、正規の任期としない。

第7章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って、役員に選出することができる。

第20条 会長は次の職務を行う。

(1) 総会、および実行委員会を招集する。その他必要に応じて、各種会議を招集することができる。

(2) 全会員の意向を基に、各常置委員会および特別委員会（役員候補者推薦委員会を除く）の委員を委嘱する。

(3) 各常置委員会および特別委員会（役員候補者推薦委員会を除く）の委員長と副委員長を委嘱する。

(4) 各委員会（役員候補者推薦委員会、および会計監査委員会を除く）に出席して、意見を述べることができる。

(5) この会の、資産を管理する。

(6) この会の、個人情報取扱規定を遵守し、個人情報を管理する。個人情報取扱規定は別に定める。

第21条 副会長は、次の職務を行う。

(1) 会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(2) 総会において、司会をし、議長を委嘱する。

第22条 書記は、次の職務を行う。

(1) 総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要な事項を記録する。

(2) 記録、通信、その他の書類を保管する。

(3) 会長の指示に従って、この会の職務を行う。

第23条 会計は、次の職務を行う。

(1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

(2) 予算の立案に協力する。

(3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

(4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

- 第24条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
2 会計監査委員会は、委員長の外、2名以上の委員を以って構成する。
第25条 会計監査委員長・会計監査委員の選出および就任は、第16条に準じて行う。
第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年2回以上全会員にその結果を報告する。
第27条 会計監査委員会の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
第28条 会計監査委員長および会計監査委員は、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第9章 総会

- 第29条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
第30条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する。
第31条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。

第32条 総会は年2回以上開催する。

第33条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第10章 実行委員会

- 第34条 実行委員会は、この会の役員・会計監査委員・各常置委員会の委員長・副委員長および学校代表をもって構成される。
第35条 実行委員会の任務は、次のとおりである。
(1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
(2) 総会に提出する議案を調整する。
(3) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
(4) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第36条 実行委員会は、必要に応じて定期例会を開催する。

- 第37条 常設委員会、および特別委員会
この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために、次の常置委員会を置く。
(1) 広報委員会 (2) 教養(人権・成人)委員会 (3) 青少年活動委員会 (4) 保健・体育委員会 (5) 学級委員会

- 第38条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。
(1) 特別委員会は、その任務を終わるとともに、自動的に解散する。
(2) 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

- 第39条 委員は、全会員の意向に基づき、会長が委嘱する。
2 各常置委員会の互選によって選ばれた委員長と副委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて、会長が委嘱する。

3 特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて、会長が委嘱する。

第40条 各常置委員会、ならびに特別委員会の委員長、および委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 常置委員会相互間において、委員は他の委員を兼ねることができない。

第41条 広報委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 広報を作成し、会員に対し情報を伝達する。
(2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。

(3) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連絡をはかる。

第42条 教養委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員相互の資質の向上を図るために、成人教育を行う。
(2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

(3) 同和問題をはじめ人権について、学校や地域、家庭など生活の中から、人権意識の高揚をはかる。

第43条 青少年活動委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 地域内の関係団体、機関およびそれの活動に協力する。

(2) 児童の交通安全、環境整備、非行防止に努める。

(3) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡に努める。

第44条 保健・体育委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 学校給食についての理解を深め、会員の啓発に努める。
(2) 学校の保健事業に協力し、児童の健康増進に努める。

(3) PTAのスポーツ、文化、サークル活動の交歓および振興をはかる。

(4) 会員と子どもの健康増進と体力の向上をはかる。

第45条 学級委員会の任務は、次のとおりである。

(1) その学級の会員が会員としての義務と権利を全うするように努める。

(2) 教育環境を、より好ましくするように努める。

(3) 教職員と保護者、および保護者相互の連絡と親睦をはかる。

(4) 教育図書の充実をはかり、会員の閲覧の便宜をはかる。

第46条 校長は、各常置委員会、または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第47条 各常置委員会、および特別委員会、その事業計画について実行委員会にはからねばならない。

第12章 PTA事務員

- 第48条 この会の業務の補佐をする、PTA事務員を若干名置くことができる。
2 PTA事務員は、PTA会員を除く地域の成人から、PTA会長の任命により、雇い入れることとする。
3 PTA事務員は、各種会議に出席し、会議の進行を補佐することができる。
4 PTA事務員は、報酬を仕事量に応じて受け取ることができる。

第13章 改正

- 第49条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも、1週間前に、その内容を全会員に知らせておかなければならない。

付則 本規約は決定により即日から効力を発生する。
昭和56年 4月20日、一部改める。
昭和60年 4月17日、一部改める。
平成7年12月4日、一部改める。
平成14年 2月27日、一部改める。
平成22年 4月23日、一部改める。
平成25年 4月26日、一部改める。
平成29年 4月26日、一部改める。
平成31年 4月24日、一部改める。



スポットスタッフに関する、別紙細則です。

【別紙】

大阪市立長池小学校 P T A ポイント制細則

第1条 目的

- ・この制度は、会員が平等にかかわることができるように「一人一役制」を実施し、活動の活性化と魅力ある P T A をめざす事を目的とする。

第2条 ポイントの達成

- ・児童一人に対して 6 年間に 2 ポイントを達成する。

第3条 ポイント付与の基準

1. 役員、実行委員には、2 ポイントを付与する。
2. 常置委員には、1 ポイントを付与する。
3. スポットスタッフには、10回参加で1ポイントとする。
ただし、参加回数は6年間有効とする。

第4条 改正

- ・この細則は、実行委員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

平成 27 年 4 月 1 日、一部改める

みんなで学校を応援しよう

支援していただいている方々

様々な形で学校を支援していただいている方々のことが書かれています。

学校を応援するということは、お子さまにそのまま返っていきます。高学年になると、参観や懇談にも「来ないで！」というお子さまもいると思いますが、ほんとうは来て欲しいのです。



すでに紹介させていただきましたが、長池小学校には図書館、読書にかかわってのボランティアとしてかかわってくださっている方々がいます。

読み聞かせボランティア

朝の「読書タイム」に、各学年・学級を回って絵本の読み聞かせをしていただいている。学校行事とボランティアの方々のご都合とをうまく調整して、計画的に行っていただいている。

図書館ボランティア

昼休みの時間を使って図書館を開放し、本の貸し出し・返却、本の整理と修繕、おすすめの本の展示、図書館の効果的な掲示など、子どもたちが読書に親しむためのさまざまな環境を整えてくださっています。ボランティアの方々自身で予定を立て、積極的にやっていただいている。

みなさんもやってみませんか？



PTAだけでなく、長池地域には、見えないところで子どもたちやご家庭を支える活動をされている団体・個人の方々がたくさんおられます。

長池小はぐくみネット（長池小学校区教育協議会）

長池地域活動協議会（連合町会、長寿会、女性会、子ども会、民生委員、青少年指導員、おやじの会、青少年福祉委員、保護司の方々など）や学校体育施設開放事業運営委員会、生涯学習ルーム、児童放課後いきいき事業など、各諸団体の方々が集まり、学校を応援してくださっています。子どもの成長のためのいろいろな行事を企画・運営したり、安全を見守るための活動、あるいは地域住民のみなさん自身が学校施設を利用しながら、健康で文化的な生活を送ることができるよう、話し合いをし、協議し、よりよきをめざして動いてくださっています。年に2回代表の方が集まり、そうしたことの報告や様々な課題の協議を行っています。

学校協議会

地域の方、PTAの代表の方、専門家の方など、10名程度の方々に協議委員になっていただき、学校の教育活動について評価を行っていただいている。年3回行い、協議内容をホームページで公開しています。

長池小学校ホームページ

この「ナッケナビゲーション」がカラーで見られます。

ホームページの閲覧は、学校に関する情報集めに大変有効です。ぜひご覧ください！

アドレス <http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e711607>

大阪市立長池小学校

長池小

ねばり強子

現在位置:トップページ > 学校日記

来年度に向けて土づくり 1月21日

1年間、作物を育ってくれた農園の整備をしました。石・ごみ・雑草を取り除き、深いところの土が表面にできるように掘りました。これによって土がやわらかくなり、日光による土の中の雑菌の消滅(天地返し)や病害虫の密度を低くするなどの効果があります。腐葉土も貯め込みました。来年度も豊作となるように、みんなで力を合わせてがんばりました。

アクセス統計

本日:5 | 昨日:44
今年度:11906
総数:19033

アクセシビリティ設定

文字: 大きく | 小さく | 標準

編集後記

この「ナッケナビゲーション」は、子どもをもつ保護者の立場に立って作られた、この1冊で長池小学校のことや学校生活のことがすべてわかるという、いわゆる長池小学校くらしの便利帳です。

この本は、長池小学校の職員はもちろんのこと、PTAの役員・実行委員さんの中から編集委員を募集し、さまざまな意見を盛り込みながらみなさんの手によって作りあげられました。つまり、この本には、長池小学校の保護者のみなさん、PTAのみなさん、職員のみなさんの、「いつまでも続く長池小学校の伝統を守っていきたい」「みんなで長池小学校を、さらによりよい素敵な学校にしていきましょう」「みんなで子どもたちを育てていきましょう」という願いが込められているのです。

学校も含め、地域全体で子どもたちをまさに包み込み、子どもたちの豊かな将来、夢に向かみんなが手を携えていく。このナビゲーションがそんな素敵な世界へまさに案内してくれることを願ってやみません。

最後に、この本の作成に携わってくださった、すべての方々に深く感謝申しあげます。

「ナッケナビゲーション」編集委員一同

発行	大阪市立長池小学校 PTA・大阪市立長池小学校
住所	大阪市阿倍野区長池町20-26
電話	06-6622-6445
FAX	06-6622-7564